

平成23年12月16日

入札制度の変更について

平成24年4月1日から、工事案件について、次のとおり入札制度を変更しますので、入札の参加に当たっては御留意ください。

1 低入札価格調査制度及び最低制限価格制度の変更

平成24年4月1日以降に公告する案件から、低入札価格調査基準額及び最低制限価格の算定式を国の低入札価格調査基準額の見直しを受けて改正された中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデルに準拠した算定式に変更し、現場管理費70%とあるのを80%に変更します。

算定式

現行		変更後	
直接工事費	95%	直接工事費	95%
共通仮設費	90%	共通仮設費	90%
現場管理費	70%	現場管理費	80%
一般管理費	30%	一般管理費	30%